



山形県公報

平成18年4月1日(土)

号外(24)

目次

企業局関係

規程

山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程の一部を改正する規程..... 1

企業局関係

規程

山形県企業管理規程第10号

山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年4月1日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程の一部を改正する規程

山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程(昭和40年9月県企業管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号の表南部地区発電建設事務所の項中 「課長」を「主査以上」に改める。別表第1中

「電気課
(電気主任技術者)
(鶴子発電所ダム水路主任技術者)」を「電気課
(電気主任技術者)」に、「及び温海川」を「、温海川及び鶴子」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

平成18年4月1日印刷
平成18年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056